

第2章 定数・任用

島原地域広域市町村圏組合職員定数条例

平成10年9月18日条例第5号

改正 平成11年5月25日条例第6号 平成14年10月11日条例第6号

平成19年10月16日条例第5号

島原地域広域市町村圏組合職員定数条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、管理者の事務部局及び消防の事務部局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 51人
- (2) 消防の事務部局の職員 145人

2 休職の職員が復職により前項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その在数をもって定数とする。

（職員の定数の配分）

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

（定数外の職員）

第4条 次の各号に掲げる職員は、定数外とすることができる。

- (1) 地方自治法第252条の17の規定により派遣する職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 消防の事務部局の職員となった日から1年を経過しない消防吏員（当該職員となった日において、消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）第3条第2項に規定する初任教育を修了している消防吏員を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月25日条例第6号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成14年10月11日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月16日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。